

安田元久編

日本封建制成立の諸前提

工藤敬一

本書は、北大文学部中世史研究グループが「封建制成立の前提としての政治的・社会的・経済的条件は何か」(序文)、という共通課題のもとに、ここ数年を続けられて来た共同研究の成果を世に問われたものであり、編者安田氏以下五氏の労作がおさめられている。

安田元久氏 古代末期における関東武士団

——源義朝の動きを中心として——

渡辺康市氏 古代末期受領考

三國 彰氏 『田堵』の側面について

——刀役奉仕を中心にして——

福田豊彦氏 封建領主制形成の一過程

——下総国香取社の場合——

鈴木英雄氏 『惣領制』に関する二三の問題

以下順を追って簡単な紹介と若干の感想を述べさせてもらうことにする。

安田元久氏古代末期における関東武士団―源義朝の動きを中心と

しては、今日における武士団研究で残された重要な問題は、「武士団の統合・組織化の過程を可能なかぎり具体的に究めること」であり、そのうえでたつて、「武士団あるいは武士」領主層の構造ないし性格の究明にすむことが、武士及び武士団の研究を大きく押し進めるために有効な方法の一つであろう」との問題意識から、具体的に(一)古来関東武士の棟梁と称された清和源氏嫡流家による東國支配の実態。(二)保元の乱にいたるまでの義朝の関東における活動の意義。(三)十二世紀における関東武士団の規模ならびにいわゆる豪族の領主層における武士団形成の過程、この三点についてかなり詳しく検討されている。

第一章では、まず、後に義朝が移り住んで成長し得た条件を究明するために、為義以前の源氏と鎌倉(関東)との関係を追求し、頼義・義家の時は、相模で在地の武士と私的関係がある程度維持しえたほかは、いまだ東國武士を広範に結集してはいなかったこと、そして、源家嫡流相伝の所領といわれる安房国丸御厨及び武蔵国大河土御厨の支配形態の分析から、それが在地領主の場合のように直接的支配にもとづく土地領有でなく、在地性が薄かったこと、又、在地の武士も土地の所領を媒介とする主従関係を結ぶにはいまだ領主化が未熟であったこと、を指摘されている。第二章では、保元の乱前の常陸・下野・上野・両総では有力な豪族による大規模な支配関係が創られつつあり、彼等は義朝に対立する勢力であつた事情が明らかになされ、そのうえで義朝の動向と関東武士団の関係が、大庭・相馬の二つの御厨を中心に描き出されている。義朝は、大庭御厨では開発領主大庭氏を排除し、直接的な領主権の獲得をめざし、相馬

御厨では、千葉常胤のもつていた「領主職」の収益権の奪取を企画したとされる。そしてこのような相異なる形態をとりつつも、義朝が武士団の統合に成功したのは、当時における東国武士団一般の成長・統合が急激に進行していた情勢に適合していたからであろうと主張されている。そこで第三章では、十二世紀後半が武士団の成長・統合期であったことを確認するために、関東武士団の存在形態と動向が検討される。まず武士団の規模の検討から、(一)山内・大庭・三浦氏などいずれも根本領主・荘官的武士であり、ほぼ一郡にわたる勢力を保持した中級武士団が、相互に独立性を保ちつつ義朝に従った相模型、(二)武蔵七党などの党的結合の小武士団の首長が、個々に義朝の郎等となつた武蔵型、(三)平広常や千葉常胤のごとき豪族的武士団のもとに中小武士団が統合されていた両総型、という三類型が区別される。そして最後に武士団統合のあり方を問題とし、豪族の領主千葉氏の場合と義朝の場合を比較し、千葉氏にあつては、その所領構造が私営田の構造から、現物所当・加地子を主要な収取内容とする領主制的構造に移つていて、それは、「私営田経営の中から成長した名主的地主層を基礎とし、さらに中小在地領主層をヒエラルヒッシュに支配し、その上に新たな領主制をうちたてた結果であつた。これに対し義朝の場合は、武士団の統合という意味では千葉氏と同格であるが、彼の場合、個々の武士を主従関係にくりこんでゆくよりほかになく、その基本原理はやはり清和源氏の嫡流という伝統的権威の「貴種」であつたのであり、それが在地武士団の発展と統一という時代の趨勢とマッチしたところに、豪族的武士団をも統合することができたとされている。

以上のように、鎌倉幕府成立の母体である東国武士団について、武士団統合の問題を正面から追求されたことは、西岡虎之助氏等による従来の研究が、やや並列的な感じを免かれなかつただけに、権力組織の成りたちをいわば立体的に明らかにしようとしたものとして、大きく評価されるべきであり、本論文の第一の功績であろう。

そのほか、義朝の武士団統合の原理として、従来とも指摘されてはいたものの、一向に具体性を欠いていた「貴種」の意義が、他の在地の豪族的武士団と源家（義朝のみでなく）との比較を通して明らかにされていることは、彦由一太氏「甲斐源氏と治承寿永争乱」(『日本史研究』四三号)などと関連させてみる時、鎌倉幕府成立史を考へる上で大きな意義をもつものと思われる。

次に今後安田氏の研究において明らかにされることを期待して、一・二望蜀の言を述べさせてもらう。第一は源氏嫡流家の在地性と武士団統合についてである。為義以前の源氏嫡流家は、いわば受領的・荘園領主的であり、在地性が稀薄であつたことが東国武士の糾合を不可能にしていた一因として強調されているのであるが、そのような意味では、義朝・頼朝にしても、独自の確固たる在地性ある経済的基礎をもちえたとは思われないのであり、棟梁に対する封建的主従関係というものは、棟梁に結集する側では武士団の領主制的展開を必要とするけれども、棟梁自体は彼が従士団の土地所有を安堵し得るか、ないしはその可能性をもつかがり、彼が特に在地性の強い経済的基盤をもつことは、かならずしも必要ではなかつたのではなからうか。その意味で特に「貴種」が強調される必要があるのである。なお、義朝と千葉氏等の武士団統合形態のちがいの問題とし

て、その在地性が決定的に重要な意味をもつことには異論はないが。第二に相模・武蔵・阿総という十二世紀後半における武士団の統合形態の三類型を指摘されたことはまことに興味深いことであるが、更に一步つこうと、この段階で相模や武蔵ではなぜ千葉氏のごとき豪族の領主が生れなかつたのか、武蔵ではなぜ党的小武士団の簇生がみられたのかといったそれぞれ地域の条件のちがいについて分析が加えられたならば、東国武士団の立体的把握がより一層見事に果されたのではなからうか。

なお本論文には、かつて『北大史学』三号に発表された「武士発生史に関する覚書」が附録として収められている。武士団成立の研究史が要領よくまとめられているほか、田堵・名主層↓領主層↓中小武士層との構想による中小武士団成立に関する所論が明解に展開されている。ただ、中小武士層の成立に際しての「農業経営からの分離」については、それが「飛躍的変化」とされるだけに、直営地の問題や農業管理の問題まで併せて具体的に究明して欲しかったと思う。しかしこの点は封建領主制の展開を考える上で一つのカギをなす点であり、今後多くの研究者の協力によつて、それこそ「飛躍的」な研究の進展が期待されるところである。

渡辺康市氏古代末期受領考は、院政政権成立史の研究を指向する立場から、摂関時代と院政時代における受領層と各政権との関係、両者の差異の有無を検討することによつて、受領層の「横線的な動向」を、そして発生期院政の中心官僚の一人勸修寺流為房について、院政政権に結びつくまでの経過を、摂関時代初頭から系譜的に考察することによつて、その「縦線的な動向」を明らかにし、もつて古

代末期受領層の輪廓を捉えようとしたものである。

第一章ではまず摂関時代の受領として、藤原惟憲・同能通・同景齊および武門出身の受領源頼光の動向を取りあげ、(一)受領が摂関政権の経済的基礎の一端を支えていたこと、(二)彼等は一身一家の榮達を目的に汲々と摂関家に奉仕していたのみで、摂関政治を变革するような主体的意識はなかつたこと、を結論される。次いで院政下の受領については、大江匡房・藤原顕季、同為房等を取りあげ、彼等もまた、院政下の上級貴族である村上源氏や閑院流藤原氏に受領の功を積むことによつて、古代律令制国家の枠内で、身分上昇に没頭する域を出なかつたことを主張されている。第二章では勸修寺流藤原氏について、上級貴族時代(高藤とその子の時代)・中下級貴族時代(朝頼―為輔―宣孝―隆光―隆方の時代)の地位が、それぞれ特に母方の「ミウチ的」結合に左右されていることを詳細にあとづけ、更に為房が、これまた「ミウチ的」結合と受領功とで、摂関家に対立して院と結んだ閑院流藤原氏につながるることによつて、上級貴族にのしあがつた事情が具体的に述べられている。

勸修寺流という一貴族の起伏にとんだ系譜を明らかにされ、その地位が「ミウチ的」結合に左右されたことを具体的に論証されたことは、そのこと自体一つの貴重な仕事であるし、初期院政における閑院流藤原氏の位置を大きく評価されたことも、従来さして強調されていなかったところであるだけに新鮮である。しかしこのような個々の論点とは別に、受領層全体の歴史的役割の評価ということになるといささか疑問なきを得ない。すなわち、彼等個々人について、上級貴族への献身と奉仕の姿を強調することはもとより異論のないと

ころであるが、それによつて彼等が意識すると否とを問わず階級的（集团的）に果した歴史的役割を否定し去ることはできないからである。いささかあげあしりのように恐縮であるが、氏自身、「受領功を十分に活用した結果組織された受領層は、受領の任免権を通じて支配する撰闕家からの独立を願ひ、或いは、また国衙領をおかす最大の荘園領主としての撰闕家に反目・対立しなければならぬ」という必然性をもつて、閑院流に結集し院政政権を支えていたのである」（一九〇頁）と述べられていることに注意したい。この点を評価することがやはり重要であり、そうすれば、氏の全体の論旨とはむしろ反対に受領層は主体的にさへも撰闕政を否定する方向を持つたことになりそうであるし、院政政権における受領層の客観的に果した積極的役割は、当然軽視できないことになるであらう。又、院政政権下において次代の創造者たちが力強く成長する条件が用意されたこと——例えば受領の収取対象である国衙領において在家役賦課や別名の形成が行なわれたこと等々——を見れば、院政下の受領は客観的には撰闕時代とはまたちがつた歴史的役割を果した筈である。「所詮古代律令国家の枠の中で古代貴族として身分上昇運動に没頭する域を少しも出なかつた」という受領についての氏の評価も、氏のいわれる「古代律令国家」「古代貴族」自体が決して固定したものでなく、常に変質をとげているものであることに注意されたならば、又異なつたものとなつたのではないかと思う。我々は「古代」の呪文をもう解いてもいい頃ではなからうか。

三國彰氏『田堵』の側面——力役奉仕を中心に——は、田堵の特質を地子田経営による庄田の請作にもとめられた村井康彦氏の所

論を批判し、清水三男氏・渡辺澄夫氏の見解を継承し、その特質はむしろ領主への隸属と力役関係にあることを主張されたものである。氏はまず第一章で有名な近江国愛智庄をとりあげてその経営形態を分析し、(一)初期のそれは地子田経営で田堵は地子の納入責任者であつたが、佃の比重が大きく、田堵の佃に対する徭役奉仕が考えられ、これを通じて田堵は領主の強い統制のもとにおかれていた。

(二)十一世紀中葉の不輸不入確立期には、臨時雑役の徴収権が、国衙から寺家に移譲されることで、田堵は、自身一方で地主的性格を有しつつも、力役奉仕を通じて荘園領主の更に強い統制下におかれるにいたつたと主張されている。第二章では「荘園領主と田堵の関係は本来徭役制優位の下に生れた」との立場から、村井氏が主要な素材とされた東寺領川合大國庄について、村井批判を更に展開され、主として稲木大夫荒木田延能の動向の検討と、田堵の負つた「堰溝役」の存在から次のように結論される。(一)大名田堵は不安定な土地への権利をまもるために、神宮と更に強い身分的隸属関係を結んだとはいへ、彼等のあるものは庄官であり、それは彼等が当初荘園領主に人身的に隸属していたことを示す。(二)当庄の田堵は、徭役労働などを領主に勤仕し、その反対給付として自己の耕作権を保護されていた。(三)当庄でも領主への力役があり、これによつて田堵は人身的負担面で束縛を受けていたから、当庄の経営は地子田経営Ⅱ一色田体制ではなかつた。そしてこの見解を一般化するために観世音寺領高田庄、東大寺領黒田庄、長福寺領梅津庄の田堵の存在形態を検討し、「田堵は個人的に荘園領主と隸属関係を結び、必ずしも土地の関係を持たず、耕作関係より何らかの役を奉仕することで荘園領

主と関係を持ち、その縁から後に土地の関係が生じたのではないか」と主張されている。

以上のように、田堵の力役奉仕の存在、隸屬性を執拗なまでに追求されているのであるが、今日村井氏の田堵論が極めて有力であるため、田堵が領主に力役奉仕を行なっていたことも少なくなかったことが見失われる可能性がある(村井氏自身はそうではないが)という意味では、田堵の実態を把握するうえで、氏の指摘は意味のないことではない。だが、力役奉仕に田堵の特質を求めること、および氏の言われる意味での田堵の隸屬性については疑問がある。まず力役関係についていえば、当時の一般農民にとつて圍衙なり荘園領主なりとの間に力役関係があつたことはむしろ当然のことであり、問題はそれが田堵という関係において存在するものかどうかという点にある。氏の多くの例証にも拘らず、力役関係の存在が田堵の基本的性格であることを決定し得る確証は見出されない。愛智庄において十一世紀中葉の不輪不入の確立にともない、荘園領主に對する田堵の隸屬性の強化¹⁾一元的把握の進展が見られたことは氏の指摘されたごとくであろうが、これは村井氏のいわれる十二世紀の名主段階へ近づいたことを示しこそすれ、それによつて田堵としての性格が強化されたことにはならないのではなからうか。史料上の用語として、「名役」はあつても、「田堵役」という語は見当らないようであるが、これも偶然のことではなからう。次に田堵の「隸屬性」の問題についてであるが、氏は田堵の田地に對する所有權が法的に認められなかつた、「従つて、田堵は土地を媒介としてのみ荘園領主に隸屬関係を有していたとは考えられず、田堵は領主

に人身的に隸屬し統制を受けていた」(傍点工藤)といわれる。たしかに彼等は一定の負担を負う条件で庄田の耕作や庄内居住が認められているのであつて、その関係において荘園領主に「隸屬」関係をもつ。しかし、彼等は庄内での居住耕作を止めれば他の荘園領主なり圍衙なりと新たな関係を結ぶことが出来る。村井氏の説かれたのはそういう意味での田堵の相対的自由ということであると思う。前近代的生産関係にあつては多かれ少なかれ人身的隸屬関係は当然存在するのであり、田堵の荘園領主に對する隸屬性を云々する場合も、十二世紀の百姓名の名主等と比して相対的な関係でいわれていることは自明のことであつて、荘官であることをもつて隸屬性の証拠とされるのは、若干見当はづれではなからうか。

なお本論文には、田堵の負担内容が荘園別に表示されている。平安遺文の番号を附してあるから、利用に便である。更に「余章」として「寄人の問題を中心に」という一章が附載されている。「寄人は身分関係を主にした呼称であり、負人は負担体系の面に重点を置いてみた呼称ではないか」と、両者を同一人の両側面からの呼称とする従来の説を批判し、更に寄人は課役の忌避ではなく、土地保有權の確保のために權門と人身的関係を結んだもので、「田堵は寄人の前段階である」と主張されている。これについては大山喬平氏が適確な批判を行なつておられるので(『日本史研究』四九号)、ここではふれない。

福田豊彦氏封建領主制形成の一過程―下総国香取郡の場合―は、平安末から南北朝末・室町初期までの長期に亘る香取社領における大禰家系の封建領主化の過程を、所領構造のみならず撰閥家・在地

の国衙系領主（地頭）千葉氏等との有機的な連関の中から、精細に描き出された注目すべき労作である。氏はまず東国における「神領」の性格を、常陸の国衙と府中惣社・吉田神社・鹿島神社の各神領との関係を通して考察され、それが郷・村といった形態をとり、不輸一円の荘園とはことなり、在庁等の共同の収取機構となつた国衙の支配権と併存するところが多く、むしろ国衙に依存するようなものであつたことを明らかにされる。次いでこれを更に具体的に主として鎌倉中期以前の香取社領について検証され、その中心所領である香取十二郷でも国衙の末端的公的機能を有する千葉氏の権限が並存し、不輸の神領ではなかつた。神官中最有力であつた大禰宜家の所領も同様で、一面では小土豪の上に領主的支配を及ぼしていたが、農業経営からの未分離や国衙の制約により、領主的支配を完徹するところまではいつていなかつた。そこでこの段階で藤原氏の氏長者の権威が求められる。すなわち、平安末―鎌倉時代を通じて繰返される中臣・大中臣両氏の大官司職をめぐる争いは、本質的には所領獲得の争いであつたが、それは実力によつてではなく、大官司職という上位の神職を得ることによつて、他の神官の上にたち神領からの収取を納めることができるという関係から、氏長者の権威が求められたという事情が説得力をもつて論じられている。しかし千葉氏を中心とする地頭勢力の進出の前に、神官も妥協や対立を経つつも領主制の展開に進んで行かざるをえないのであるが、その過程を論ずる前提として、次に鎌倉末期の神官の所領経営の実態を究明し、(一)中世香取社領の檢注帳にみえる「坪」とは、鎌倉中末期のある時期に一名一人の一耕地塊を便宜的に一坪と決定したものであり、「里」とは順次に檢注し三十六箇の坪毎に便宜に一里と記したものであること。(二)急速な生産力の発展により、有力名主層の仰の解放、小農民の独立がみられ、村知行の領主制への展開がみられること。(三)下級神官は多く農業経営から離れることが出来ず一般農民と大差ない状態におかれていたことを明らかにされる。そして最後にこれらを基礎とする大禰宜家による領主制の確立過程がほば次のごとく論じられている。すなわち撰閔家、鎌倉幕府の権力の失墜は、自力による領主制の確立を必要とするにいたり、大中臣長房による庶子分出の阻止、庶子に対する惣領の御恩の強調、庶子家所領の惣領家への集中化が鎌倉末から企図され、南北朝期千葉氏の勢力減少を機として、鎌倉初期以来の大中臣氏の一族抗争の爆發であつた応安の大争論を経て、長房の大禰宜・大官司兼帯による神官等への施封制度（ベネフィキウム）が成立した。

従来手がけられることの少なかつた香取社領について、領主制の形成過程を、所領の構造及び支配という主体的条件と、撰閔家・幕府等の消長という客体的条件をふまえて体系的に明らかにされたことは、今後長く学界共通の財産として評価されるであろう。香取社の檢注帳の坪・里の性格など、個々の点についても極めて独創性ある見解が打ち出されていて、今後の研究に裨益するところが少なくない。ただ一つだけ注文をつけさせてもらうならば、ここに鮮かに描き出された大禰宜家の領主制の形成過程が、当該地方全般の封建的土地所有の展開の中でどのような位置を占めるかという点を明らかにしてほしかつたと思う。それは平安末期における千葉氏の支配体制の評価なども当然かわつて来るであろう。特に氏が、

「東国の神領に一見認められる古き、社家の領主的権限確立の不充分さは、東国の停滞性として簡単に片附けられるのではなく、却つて古代的な權威がそのままでは特權と認められず新しい時代を担う階級の早期の發展によつて、これと妥協し依存することを余儀なくされた姿ともいい得よう」という、極めて共感すべき見解を述べておられるだけに一層その感を深くするのである。

鈴木英雄氏『惣領制』に関する二三の問題は、惣領制的關係は慣習的に形づくられて来たものであるから、それぞれの条件によつてその性格・内容もことなる、従つて、それがどのような惣領權の發展段階にあり、どのような範圍の一族庶子を對象とするものであるかが問題であるとし、相良・大友の両氏についてその検討を行なわれたものである。まず相良氏については、(A)頼俊流の人吉庄と(B)頼氏流の多良木庄について検討を加え、前者では、長頼による所領の分割にあたり、惣領の經濟的優位性は確保されたが、庶子家は政治的には比較的強い獨立性を有し、領家への所務も各別であつた。そしてやつと南北朝期になつて惣領家の頼広のもとへの所領の集中と一族の結合の強化がはかられた。一方後者にあつては一庄地頭職を有する惣領家が全所領を相伝し、庶子はその内部で分散的な田地と在家を所有していたにすぎない。そして庶子の知行は、檢断權を中核に、関東公事の賦課をテコとして惣領權によつて統制され、庶子の獨立は困難であつた、と二つの型態を區別されている。次に(C)大友氏の体制は、守護兼惣領地頭という特殊な地位をよりどころに、(A)・(B)のごとき規模の地頭的領主を支配し、更にこれから放出された庶子家にも權威を及ぼすという二重の形態をつたことを具体的に論じ

られている。以上の様に、鎌倉時代の惣領權のあり方を三つの類型として把握され、南北朝時代の一族分裂をその展開として把握、そこには一族の惣領家に対しすでにかなりの獨立性を確立していた有力庶子家が、独自の領主化を指向する場合と、逆に惣領家・庶子家夫々の内部での惣領權の強化の重圧の中で、内乱という条件のもとで庶子の離脱が行なわれる場合という二つの方向があつたことを指摘される。そして最後に、幕府の御家人制と惣領制の關係について、三浦・秩父等の東国武士団をとりあげて検討し、幕府の意圖は「一方では惣領・庶子を問わず御家人という身分においては対等の立場を形成し、守護による統制を加えつつ、一方では伝統的な族的結合という現実を固定化しよう」とするものであつたらうとの試論を呈示されている。

惣領制の類型的把握ということは、従来あまり試みられなかつたことであるだけに甚だ魅力を感じるのであるが、それは氏もいわれるように、それぞれの条件によつて異なつたあり方を示すのであるから、その条件が充分に呈示されてはじめて説得力をもつわけである。(A) (B) と (C) との条件の相異はその意味で全く明瞭であり、氏の說かれるごとくであると思う。しかし (A) と (B) については、たしかに氏の指摘された形態の區別はあつたとしても、それを条件規定のな類型として把握するには、その条件の相違の呈示が不十分であるように思われるが、如何であらうか。それから、惣領制の理解には、氏も強調されている軍事的条件のほかに、豊田武氏の強調された農業経営の側面、それに特に鎌倉後期以降にあつては、貨幣經濟の浸透等も考慮することが、すくなくとも類型的把握がそれだけに終らぬた

めには必要となるであらう。最後に幕府の御家人統制に関する氏の指摘は極めて示唆に富んだものであるが、氏が人吉庄について具体的に述べられたように、鎌倉時代を通じて惣領権のあり方にも変化があるし、蒙古襲来などの外的条件によつて幕府の方針にも若干の変化があつたのではなからうか。このような点は、本論文の枠外に出る見当はずれの注文かも知れないが、重要な問題であるだけに、あえて今後の氏の成果を期待したいと思ふのである。

以上極めて大雑把な紹介と感想に終始してしまつた。各論文とも意欲にみちた雄篇であり、それぞれの主題について今後の研究に貢献するところがすくなくない。それだけに執筆者諸氏の真意を充分に理解し得なかつたことをおそれつつも、卒直な感想を述べさせてもらつた。私の不明については御寛恕を乞うと共に、この若き中世史研究グループの諸氏が、今後とも一層の新風を学界に吹きこまれんことを期待して擱筆する。

(一九六〇・九・二三)

(A5判 四〇五頁 昭和三五年五月 吉川弘文館発行 五八〇円)

執筆者紹介

有泉 貞夫 京都大学大学院学生
 田原 嗣郎 北海道大学講師
 宮川 尚志 岡山大学助教授
 山内 正博 宮崎大学講師
 松浦 道一 広島大学助教授
 工藤 敬一 京都大学大学院学生

例会予告

二月四日(土)午後一時より
 於 京大楽友会館
 トンガ調査旅行談 藪内 芳彦
 アフガニスタン東北部の旅 酒井 敏明
 (共にスライド上映)